

しており、当該市営住宅に居住実態がないことを確認した。

(4) 青梅市は、令和2年2月25日に青梅市営住宅条例（平成9年条例第36号）第36条の規定にもとづき、当該市営住宅の明渡し請求を行ったが、明渡しの履行がされなかった。

(5) 以上のことから、当該市営住宅の明渡しおよび滞納している住宅使用料等の支払を求める訴えを裁判所に提起するものである。

3 請求の趣旨

(1) 市営住宅の明渡しをすること。

(2) 次の金額の支払を求める。

ア 金267,800円（令和2年11月2日時点）

イ 明渡しが完了する日までの市営住宅使用料に相当する損害金

ウ 明渡しにかかる原状回復に要する費用

(3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

4 訴訟遂行の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 本件訴訟において必要がある場合は、和解および上訴をすることができるものとする。